

別表第1（第3条関係）

認定要件	認定基準
<p>(1)防災組織を設置していること。</p>	<p>防災組織を設置し、防災に関する活動内容を当該マンションの居住者に周知していること。また、居住者用に水・食料・毛布・災害用簡易トイレ等を備蓄し、家具類転倒防止等の呼び掛けを居住者に行うこと。</p> <p>同一マンション内に複数の防災組織があるとき、又は同一の管理組合を母体とする複数の防災組織があるときは、当該組織間において調整の上、代表する防災組織を定めていること。</p>
<p>(2)防災マニュアルを作成していること。</p>	<p>災害時に居住者が自宅で自立した生活ができるように、各家庭での防災対策、居住者同士が協力して安否確認を行う等の活動内容が記載された防災マニュアルを作成していること。</p>
<p>(3)原則として年1回以上防災訓練等を実施すること。</p>	<p>次に掲げるもののうち、1つ以上の訓練等を原則として年1回以上実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安否確認訓練 ② 消火訓練 ③ 避難訓練 ④ 給食給水訓練 ⑤ 救急救護訓練 ⑥ 防災資機材操作訓練 ⑦ 図上訓練 ⑧ 防災講習会の開催 ⑨ 上記に掲げるもののほか、市長がマンションの防災力の向上に資すると認める訓練
<p>(4)地域の自主防災組織又は町内会等との連携を図ること。</p>	<p>災害時に自主防災組織又は地域の町内会等と連携した防災活動が行えるよう、日頃からコミュニティ形成のため、次に掲げるもののうち、1つ以上の活動に取り組むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マンションが存する学区の自主防災組織、町内会・自治会、連合組織のいずれかへ加入している。（当該マンションの居住者の半数以上が加入している。） ② 自主防災組織又は地域の町内会等と協力して防災訓練を実施すること。 ③ 集会室等のマンションの共用スペースを自主防災組織又は地域の町内会等に開放している。 ④ 地域の町内会等との連絡担当者を設けている。 ⑤ 上記に掲げるもののほか、地域の町内会等との連携を図っていると市長が認める活動に取り組んでいること。

認定要件	認定基準
(5) 災害時に地域住民が一時避難できること。	災害時に、集会室等のマンションの共用スペースを一時的な避難場所として、地域住民に提供できること。